平成２６年（フ）第３０６８号
東京都板橋区坂下３丁目９―13―709
破産者　告原　久俊
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０７５号
徳島県徳島市寺島本町東３丁目４　徳島ステーションホテル、開始決定時の住所東京都渋谷区猿楽町４―10―304
破産者　奥野　忠
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０８６号
東京都足立区六月２丁目29―６―106
破産者　小山　千華
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０９７号
神奈川県横浜市旭区左近山16―１―１―29―204
破産者　遠藤　高生
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１３８号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目29―１―106
破産者　柳田　英之
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６６６号
東京都足立区東和５丁目11番14―103号
破産者　パシフィックエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４６７号
千葉県市川市若宮２丁目14―10　ベルピアＡ棟202
破産者　菅原　正美
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４００号
東京都葛飾区奥戸７丁目20―20―701
破産者　松田　久雄
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５０６号
埼玉県川口市大字安行領根岸3288番地
破産者　ビルサッシメタリカ株式会社
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１１２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区岩井町123―２―１―709、開始決定時の住所東京都大田区石川町２丁目33―１―1003
破産者　瀬古　孝之
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８７号
東京都江戸川区東葛西５丁目14番14号
破産者　ユーシーハウス株式会社
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８８号
東京都江戸川区東葛西８丁目14―２―102
破産者　伊藤興太郎
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３５４号
東京都江戸川区松島４丁目38―15―101
破産者　對馬　光明
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３５６号
千葉県市川市末広１丁目19―14
破産者　一条　昭子
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７８２号
東京都港区三田２丁目14番４号　三田慶応ビジデンス704
破産者　株式会社アクセスデータサイエンス
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７８３号
東京都渋谷区神宮前２丁目30番28号
破産者　株式会社ＡＤＳ
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８１３号
埼玉県草加市松原１丁目１―６―1506
破産者　竹澤　哲次
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８４６号
大阪府大阪市西区北堀江２丁目３番３号久竹ビル206号
破産者　有限会社ブリッジ
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８４７号
東京都町田市能ヶ谷５丁目22―１
破産者　下山　大輔
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８５１号
東京都調布市西つつじケ丘３丁目32番８号プライムガーデン104号
破産者　株式会社ｂｅｌｔａ　ｂｏｒｓａ
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８５２号
神奈川県川崎市高津区新作６丁目５―６―504
破産者　杉山　雅之
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８５３号
東京都小平市上水本町６丁目５番11―403号
破産者　Ａｎｄ　Ｆｏｒｅｓｔ　Ｍｕｓｉｃ株式会社
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部